

◇ 令和7年1月～3月の裁決事例

Q : 令和7年1月から3月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から令和7年1月から3月の裁決事例が6件公表されました。

参考になりそうな裁決を紹介します。

令和7年3月7日に出された国税不服審判所の裁決では、会社役員が自分の関係する同族会社は無利息で資金を貸し付けた場合、その行為が「経済的利益の供与」にあたるかどうか争点となりました。

この事案では、個人が自分の親族が経営する会社にも多額の資金を無利息で貸し付けていました。本人は「会社を助けるための一時的な支援」であり、利息を取る意思はなかったと主張しました。しかし、税務署は「通常は利息を受け取るのが経済の常識であり、無利息は実質的に会社に利益を与える行為だ」として、貸付けに相当する利息分を「みなし利息」として所得に加算しました。

審判所は、貸付金の金額や期間、会社の経営状況などを総合的に判断し、税務署の主張を支持しました。結果として、無利息で貸した行為は「利息相当額の経済的利益を与えた」とされ、課税処分は適法と認められました。

この裁決は、同族会社との資金のやり取りでは「身内だから」という理由が通用しないことを示しています。たとえ家族経営の会社であっても、取引は第三者間と同様に適正な利率や契約を設定することが重要です。

